

平成 29 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ニッコウトラベル
代表者名 代表取締役社長 古川 哲也
(コード番号 9373 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理統括担当片桐 博子
T E L 03-3276-0142

**株式会社三越伊勢丹ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けの結果
及び親会社、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ**

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「三越伊勢丹ホールディングス」といいます。）が平成 29 年 2 月 13 日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 29 年 3 月 23 日をもって終了し、三越伊勢丹ホールディングスより本公開買付けの結果について報告を受けましたので、お知らせいたします。

また、その結果、平成 29 年 3 月 30 日付で、当社の親会社、主要株主である筆頭株主に異動が生じることとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

I. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、三越伊勢丹ホールディングスより、添付資料「株式会社ニッコウトラベル株券等（証券コード：9373）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

II. 親会社、主要株主である筆頭株主の異動について

1. 異動が生じる経緯

当社は、三越伊勢丹ホールディングスより、本公開買付けにおいて当社普通株式 8,602,694 株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、平成 29 年 3 月 30 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対する三越伊勢丹ホールディングスの所有割合が 50%超となるため、三越伊勢丹ホールディングスは、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することになります。また、当社の主要株主である筆頭株主の久野木和宏氏は、その所有する当社普通株式の全てについて本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

2. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

① 名 称	株式会社三越伊勢丹ホールディングス
② 所 在 地	東京都新宿区新宿五丁目 16 番 10 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長執行役員 大西 洋
④ 事 業 内 容	百貨店業等の事業
⑤ 資 本 金	50,311 百万円（平成 28 年 12 月 31 日現在）
⑥ 設 立 年 月 日	平成 20 年 4 月 1 日

⑦ 連結純資産	576,636 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)		
⑧ 連結総資産	1,308,843 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)		
⑨ 大株主及び持株比率 (平成 28 年 9 月 30 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)		6.44%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)		4.90%
	公益財団法人三越厚生事業団		3.45%
	三越伊勢丹グループ取引先持株会		2.03%
	清水建設株式会社		1.56%
	明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)		1.44%
	株式会社三菱東京UFJ銀行		1.35%
	三井住友海上火災保険株式会社		1.34%
	三越伊勢丹グループ従業員持株会		1.12%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)		1.11%
⑩ 当社と当該株主の関係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		

(2) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

① 氏名	久野木和宏
② 住所	神奈川県横浜市

3. 異動前後における当該株主等の所有する議決権の数及び議決権所有割合

(1) 株式会社三越伊勢丹ホールディングス

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び主要株主である筆頭株主	86,026 個 (91.22%)	—	86,026 個 (91.22%)	第 1 位

(2) 久野木和宏

	属性	議決権の数 (議決権所有割合)			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	主要株主である筆頭株主	35,429 個 (37.57%)	—	35,429 個 (37.57%)	第 1 位
異動後	—	—	—	—	—

(注 1) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としていたため、「議決権所有割合」は、平成 28 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 (9,780,000 株) から、同日現在、当社の所有する自己株式数 (348,803 株) を控除した 9,431,197 株に係る議決権の数 (94,311 個) を分母として計算しております。

(注 2) 「議決権所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 異動予定年月日

平成 29 年 3 月 30 日 (本公開買付けの決済の開始日)

5. 今後の見通し

平成 29 年 2 月 10 日付当社プレスリリース「株式会社三越伊勢丹ホールディングスによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明に関するお知らせ」（以下「平成 29 年 2 月 10 日付プレスリリース」といいます。）にてお知らせしておりますとおり、三越伊勢丹ホールディングスは、当社を同社の完全子会社とする取引の一環として本公開買付けを実施してはりましたが、上記のとおり、本公開買付けにより、当社が所有する自己株式を除いた当社の発行済普通株式の全てを取得することができなかったことから、今後、平成 29 年 2 月 10 日付プレスリリース「3.（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手續に従って、当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手續を実施することを予定しているとのことです。なお、当該手續の実施により、当社普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部における上場廃止基準に抵触する結果、上場廃止となります。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできなくなります。

今後の具体的な手續については、三越伊勢丹ホールディングスと協議のうえ、決定次第速やかに公表いたします。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

該当事項はありません。

以 上

(添付資料)

「株式会社ニッコウトラベル株券等（証券コード：9373）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



平成 29 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社三越伊勢丹ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 大西 洋
(コード 3099、東証第一部、福証)
問 合 せ 先 業務本部総務部コーポレートコミュニケーション担当長
滝口 一雄 (TEL. 03-6205-6003)

**株式会社ニッコウトラベル株券等 (証券コード：9373) に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社三越伊勢丹ホールディングス (以下「公開買付者」又は「当社」といいます。) は、平成 29 年 2 月 10 日開催の取締役会において、株式会社ニッコウトラベル (株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) 市場第二部、証券コード：9373、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者普通株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決議し、平成 29 年 2 月 13 日より本公開買付けを実施していましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 29 年 3 月 23 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
東京都新宿区新宿五丁目 16 番 10 号

(2) 対象者の名称

株式会社ニッコウトラベル

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9, 431, 197 株	6, 287, 465 株	一株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (6, 287, 465 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (6, 287, 465 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) 中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 買付予定数の下限(6,287,465株)は、対象者が平成29年2月10日に公表した「平成29年3月期第3四半期決算短信[日本基準](連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数(9,780,000株)から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(348,803株)を控除した株式数(9,431,197株)に3分の2を乗じた数(小数点以下切上げ)としております。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成29年2月13日(月曜日)から平成29年3月23日(木曜日)まで(28営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成29年3月27日(月曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金390円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(8,602,694株)が買付予定数の下限(6,287,465株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成29年3月24日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	8,602,694株	8,602,694株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	8,602,694株	8,602,694株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
------------------------------	----	----------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	86,026 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.22%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	94,296 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成29年2月13日に提出した第41期第3四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数（9,780,000株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（348,803株）を控除した株式数（9,431,197株）に係る議決権の数（94,311個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成29年3月30日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://netcall.nomura.co.jp/>）にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成29年2月10日付で公表した「株式会社ニッコウトラベル株券等（証券コード：9373）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

なお、対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合、対象者普通株式は、東京証券取引所の規定に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社三越伊勢丹ホールディングス
株式会社東京証券取引所

東京都新宿区新宿五丁目16番10号
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上